

# 新株式発行及び自己株式の処分に関する取締役会決議公告

平成 18 年 2 月 3 日

株主各位

岐阜県関市下有知 5601 番地の 1  
アテナ工業株式会社  
代表取締役社長 下野 利昭

平成 18 年 2 月 2 日開催の当社取締役会において、新株式発行、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

## 記

### 1. 公募による新株式発行

- (1) 発行新株式数 普通株式 664,000 株
- (2) 発行価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、みずほインベスターズ証券株式会社と大和証券エスエムビーシー株式会社に全株式を買取引受けさせる。
- (5) 払込期日 平成 18 年 2 月 21 日(火)から平成 18 年 2 月 23 日(木)までのいずれかの日。
- (6) 配当起算日 平成 17 年 10 月 1 日(土)
- (7) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 2. 自己株式の処分に係る株式売出し

- (1) 処分株式数 普通株式 336,000 株
- (2) 処分価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により決定する。
- (3) 処分方法 売出しとし、みずほインベスターズ証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
- (4) 払込期日 平成 18 年 2 月 21 日(火)から平成 18 年 2 月 23 日(木)までのいずれかの日。
- (5) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 3. 第三者割当による新株式発行

- (1) 発行新株式数 普通株式 150,000 株
- (2) 発行価額 上記 1. (2) に記載の一般募集における発行価額と同一とする。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割当先及び割当株式数 みずほインベスターズ証券株式会社 150,000 株
- (5) 払込期日 平成 18 年 3 月 15 日(水)
- (6) 配当起算日 平成 17 年 10 月 1 日(土)
- (7) 前記各号については、本第三者割当による新株式の発行価額の総額が 1 億円以上となる場合、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止とする。

以上

## 株式売り出しのお知らせ

上記公募新株式の募集及び自己株式の処分にかかる売出しと併せて、みずほインベスターズ証券株式会社が当社株主から 150,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行うことがあります。